

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	国際文化理容美容専門学校国分寺校
設置者名	学校法人国際文化学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数 又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
理容美容専門課程	理容科（2年制）	夜・通信	1, 746時間	$80 \times 2 = 160$ 時間	
	美容科（2年制）	夜・通信	1, 746時間	$80 \times 2 = 160$ 時間	
		夜・通信			
		夜・通信			
（備考）					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

HPにて公開： https://kokusaibunka.ac.jp/overview/pdf/kokubunji_jugyoichiran2026_01.pdf
--

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
（困難である理由）

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	国際文化理容美容専門学校国分寺校
設置者名	学校法人国際文化学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

HPにて公開：
https://kokusaibunka.ac.jp/overview/pdf/rijimeibo2026_01.pdf

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容や期待する役割
非常勤	株式会社 代表取締役会長	2025年4月1日～ 2027年3月31日	法人の業務の決定及び組織運営体制のチェック等
非常勤	株式会社 代表	2025年4月1日～ 2027年3月31日	法人の業務の決定及び組織運営体制のチェック等
非常勤	株式会社 代表取締役 CEO	2025年4月1日～ 2027年3月31日	法人の業務の決定及び組織運営体制のチェック等
非常勤	法律事務所 弁護士	2025年4月1日～ 2027年3月31日	法人の業務の決定及び組織運営体制のチェック等
非常勤	株式会社 取締役	2025年4月1日～ 2027年3月31日	法人の業務の決定及び組織運営体制のチェック等
(備考)			

様式第 2 号の 2－②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第 2 号の 2－①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	
設置者名	

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	
役割	

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	国際文化理容美容専門学校国分寺校
設置者名	学校法人国際文化学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。 (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) (理容科(昼/2年制)、美容科(昼/2年制)) 【作成について】 授業計画については、年度毎、学内会議にて授業科目毎に検証・検討を行い、その結果を反映して作成している。 【時期について】 翌年度の授業計画は、例年12月～2月に担当教員が基本案を作成、これを3月開催の執行部会議において協議検討、執行部の承認を受けて正式決定される。	
授業計画書の公表方法	HPにて公表： https://kokusaibunka.ac.jp/overview/pdf/kokubunji_ju_gyokeikaku2026_01.pdf
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。 (授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 学則の細目において、成績評価、進級、卒業の認定等について規定している。 (参考：学習成績の評価) ①学習成績の評価は、学期末試験の成績を主に平素の学習態度及び出席状況を考慮して行う。 ②評価は、当該学期中の成果に応じて学期末に行う。 ③各教科目の担当は、当該年度で習得すべき学習内容の到達目標を予め申し合わせ、評価は当該教科目毎、学年別、学科別に行うことを原則とする。	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

学業成績については、各学期毎に実施する学期末試験によって評価しており、100点満点を基準として60点以上を合格としている。

成績の分布状況を把握するために、全科目の合計点の平均を算出する。

(参考：評価の表示)

①学期末試験の成績は100点法で評価する。

②成績通知表には100点法で記入し、成績証明には100点法の評価を次の4段階法に換算した上、双方の値を併記する。

100点法	100～80	79～70	69～60	59～0
4段階評定	A	B	C	D

客観的な指標の
算出方法の公表方法

HPにて公開：

https://kokusaibunka.ac.jp/overview/pdf/kokubunji_haku2026_01.pdf

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

卒業の認定については、下記の通り学則に定めている。

(卒業の認定)

①学校長は、卒業判定会議時において2年間における所定の教育課程の全てを履修・修了したと認められる者に対して卒業を認定する。

②学校長は、前条に該当しない者に対して卒業を延期する。

③卒業延期となった者に対しては、学級担任の責任のもとに補講授業による再指導を行い、卒業の機会を与えることができる。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

HPにて公開：

https://kokusaibunka.ac.jp/overview/pdf/kokubunji_kitei2026_01.pdf

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	国際文化理容美容専門学校国分寺校
設置者名	学校法人国際文化学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	HPにて公開： https://kokusaibunka.ac.jp/overview/pdf/zaimu2026_01.pdf
収支計算書又は損益計算書	同上
財産目録	同上
事業報告書	同上
監事による監査報告（書）	同上

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名		学科名		専門士		高度専門士	
衛生		理容美容専門課程		理容科		○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数		開設している授業の種類					
				講義	演習	実習	実験	実技	
	昼	2, 130 単位時間／単位		800 単位時間 /単位	単位時間 /単位	1, 330 単位時間 /単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位	
2 年	単位時間／単位								
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数		兼任教員数		総教員数	
80人		62人	0人	6人		8人		14人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の1.を参照
成績評価の基準・方法
（概要） 様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の3.を参照
卒業・進級の認定基準
（概要） 様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の4.を参照
学修支援等

(概要) 理容師免許取得を到達目標に据え、相応の学修支援体制を確立している。担任教員が個々の学生の習熟度・理解度を把握しレベルに応じて入念にサポートしている他、日々の指導を通じて将来に対する意識や目的意識、自立意識の涵養を図っている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
22人 (100%)	0人 (0%)	22人 (100%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等) 理容室、理美容関連業界			
(就職指導内容) 「担任＝担当制」を採用、クラス担任が個別対応しながら就職活動を丹念にバックアップしている。面接指導、履歴書作成指導、模擬面接、自己アピール対策指導等を実施。			
(主な学修成果（資格・検定等）) 理容師免許(国家資格)、上級エステティシャン資格、ネイリスト技能検定、ジェルネイル技能検定、メイクアップ検定、ヘアカバリ検定、着付技能検定 等。			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
58人	2人	3.4%
(中途退学の主な理由) 学校生活への不適合、経済的理由、進路変更 等		
(中退防止・中退者支援のための取組) 学内で連携し個々の状況に応じて適宜対応している。経済的理由については如何ともし難いものがあるが、精神面の不調においてはサポートの仕方により回復の余地がある場合もあり、当該学生とは保護者を交えて根気強く話し合い解決策を見出すべく努めている。		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
衛生		理容美容専門課程	美容科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	2, 130 単位時間／単位	800 単位時間 ／単位	単位時間 ／単位	1, 330 単位時間 ／単位	単位時間 ／単位	単位時間 ／単位
			単位時間／単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
720人		609人	0人	42人	25人	67人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の1.を参照
成績評価の基準・方法
（概要） 様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の3.を参照
卒業・進級の認定基準
（概要） 様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の4.を参照
学修支援等
（概要） 美容師免許取得を到達目標に据え、相応の学修支援体制を確立している。担任教員が個々の学生の習熟度・理解度を把握しレベルに応じて入念にサポートしている他、日々の指導を通じて将来に対する意識や目的意識、自立意識の涵養を図っている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
288人 (100%)	0人 (0%)	286人 (99%)	2人 (1%)
（主な就職、業界等） 美容室、理美容関連業界			
（就職指導内容） 「担任＝担当制」を採用、クラス担任が個別対応しながら就職活動を丹念にバックアップしている。面接指導、履歴書作成指導、模擬面接、自己アピール対策指導等を実施。			
（主な学修成果（資格・検定等）） 美容師免許（国家資格）、上級エステティシャン資格、ネイリスト技能検定、ジェルネイル技能検定、メイクアップ検定、ヘアカバリ検定、着付技能検定等。			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
5 9 5 人	2 3 人	3 . 9 %
(中途退学の主な理由) 学校生活への不適合、経済的理由、進路変更 等		
(中退防止・中退者支援のための取組) 学内で連携し個々の状況に応じて適宜対応している。経済的理由については如何ともし難いものがあるが、精神面の不調においてはサポートの仕方により回復の余地がある場合もあり、当該学生とは保護者を交えて根気強く話し合い解決策を見出すべく努めている。		

②学校単位の情報

a)「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
理容科	120,000 円	456,000 円	622,000 円	
美容科	120,000 円	456,000 円	622,000 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				
修学支援制度として「特待生制度」並びに「家族入学支援制度」を制定、対象者の学費の一部を免除している。				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) HPにて公開： https://kokusaibunka.ac.jp/overview/pdf/kokubunji_jikohyoka2026_01.pdf		
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制） 理美容関連業界等から適切に委員を選任して学校関係者評価委員会を組織し、教育内容・学校運営等に関する評価を行い、評価結果に基づく学校改善に取り組んでいる。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
理美容関係企業 社員	2024 年 12 月 1 日～ 2025 年 11 月 30 日	企業
美容業界団体 役員	2024 年 12 月 1 日～ 2025 年 11 月 30 日	業界団体
理容関係企業 役員	2024 年 12 月 1 日～ 2025 年 11 月 30 日	企業
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) HPにて公開： https://kokusaibunka.ac.jp/overview/pdf/kokubunji_hyokahokoku2026_01.pdf		
第三者による学校評価（任意記載事項）		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://kokusaibunka.ac.jp/overview/pdf/homepege2026_01.pdf
--

(別紙)

- ※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。
- ※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H113321400012
学校名（〇〇大学 等）	国際文化理容美容専門学校国分寺校
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	学校法人国際文化学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		81 人 （-人）	77 人 （-人）	85 人 （-人）
内 訳	第Ⅰ区分	50 人	40 人	
	（うち多子世帯）	(0人)	(0人)	
	第Ⅱ区分	- 人	17 人	
	（うち多子世帯）	(0人)	(0人)	
	第Ⅲ区分	16 人	15 人	
	（うち多子世帯）	(0人)	(0人)	
	第Ⅳ区分（理工農）	0 人	0 人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	- 人	- 人	
	区分外（多子世帯）	0 人	0 人	
家計急変による 支援対象者（年間）				- 人 （-人）
合計（年間）				85 人 （-人）
(備考)				

- ※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。
- ※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単 位時間数が廃止の基準に該当）	0人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意 欲が著しく低い状況	0人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良である
ことについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、 高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2 年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたこと
により認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のもの)に限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。))及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。))	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のもの)に限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。))及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。))	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単 位時間数が警告の基準に該当)	0人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	0人	-人	-人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意 欲が低い状況	0人	0人	0人
計	0人	-人	-人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。